



Niigata
Industrial
Creation
Organization

平成27年度（2015年）

「海外市場獲得サポート事業」「中核企業海外販路拡大促進事業」助成金 2次募集のご案内

～ 海外市場調査及び販路開拓の経費の一部を助成します！～

<申請受付期間：平成27年6月26日(金)～11月30日(月)>

(※審査結果は、申請月の翌々月に文書で通知します。※予算額に達した時点で終了します。)

NICO〔公益財団法人にいがた産業創造機構〕では、代理店獲得など現地企業との提携により輸出拡大を図るため、県内企業の商品・製品・サービスについて、海外での市場調査及び販路開拓（見本市出展等）に要する経費の一部を助成します。

1 助成金の概要

事業	助成対象者	対象経費	助成率	助成上限額
◎海外市場獲得サポート事業				
A 海外市場調査事業 対象：H29年2月支払分まで	①地域中核企業又は 地域中核企業を含むグループ ②中小企業者のコンソーシアム ③中小企業者	海外市場 調査にかかる 経費	1/2以内	2,000千円 ※助成対象者③は 1,000千円
B 海外販路開拓事業 対象：H28年2月支払分まで	①地域中核企業又は 地域中核企業を含むグループ	海外で開催さ れる見本市・ 展示会等へ の出展経費	2/3以内	1,500千円～ 3,500千円 ※協力企業への 発注額により異なる
C 海外市場調査事業 海外販路開拓事業 併用（A+B） 対象：H29年2月支払分まで	海外市場調査事業(A)の対 象事業者と同じ	上記(A)(B) の対象経費	海外市場 調査事業(A) 1/2以内 海外販路 開拓事業(B) 2/3以内	10,000千円 ※助成対象者③は 2,000千円
◎中核企業海外販路 拡大促進事業 対象：H28年2月支払分まで	県内企業への発注額が3億円 以上の地域中核企業又は 当該企業を含むグループ	上記(A)(B) の対象経費	2/3以内	10,000千円

※1「中小企業者」の定義

新潟県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者

※2「中小企業者のコンソーシアム」の定義 以下の条件を全て満たす団体であること。

- ①県内に事業所を有する中小企業者が3社以上参加すること。
- ②コンソーシアム参画企業の直近2期連続の売上高合計が5億円以上あること。

※3「地域中核企業」の定義 以下の条件を全て満たす中小企業者であること。

- ①新潟県内に事業所を有する製造業者であること。
- ②県内企業（①の条件に同じ）5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」「仕入」「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること。
- ③直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること。

2 申請方法

交付申請書、実施計画書を作成し、必要書類を添付して提出してください。
 ≪申請書様式はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。≫

3 助成事業の決定方法

- 提出書類に基づき、申請内容に関するヒアリング・書類審査を行います。
- 海外市場調査事業(A)、海外市場調査・海外販路開拓事業併用(C)及び中核企業海外販路拡大促進事業については、必要に応じて審査会でプレゼンテーションを行っていただきます。
- 審査結果は、申請日の翌々月(予定)に文書で通知します。

4 注意事項

- ①平成26年度に、新潟県が実施した「海外市場獲得サポート事業費補助金」で交付決定を受け、申請日時時点で補助事業を継続している事業者、及び平成27年度の本事業で交付決定を受けている事業者は申請できません。
- ②交付決定日より前に支払った経費は対象になりません。

このような経費に使えます！

「A：海外市場調査事業」

コンサルタント委託
 現地ヒアリング調査
 現地連絡事務所設立のための経費
 (弁護士、税理士等への支払等)
 ほか

「B：海外販路開拓事業」

国際見本市・展示会への
 出展経費
 ほか

**「C：海外市場調査事業・海外販路開拓事業 併用」
 「中核企業海外販路拡大促進事業」**

※申請前にまずはNICOまでご相談ください！

お問い合わせ・申請書の提出先 ⇒ 公益財団法人にいがた産業創造機構 市場開拓チーム
 〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
 電話：025-246-0063 E-mail：trade@nico.or.jp